

制度拡充により新たに受給対象となる方へ

新制度の児童手当申請はお済みですか？

令和6年10月より、児童手当の制度が改正され、支給対象児童の年齢が高校生年代まで拡充されるとともに、所得制限の撤廃により対象児童を養育する全ての人が児童手当を受給できるようになりました。また、第3子以降の児童については、支給額が30,000円に増額されています。

以下の方については申請が必要です。申請がお済みでない方は、至急児童福祉課へご連絡ください。

- 高校生年代の児童のみを養育しており、児童手当を受給していなかった
- 所得制限限度額以上の所得で、児童手当や特例給付を受給していなかった
- 大学生年代の子(平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子)を監護しており、その子を算定に含めることで第3子以降の扱いになる児童がいる

※大学生年代の子は就労していても親等に経済的負担のある状況が続いていれば、算定対象となる可能性があります。ご不明な場合は児童福祉課へお問い合わせください。

令和6年12月13日(金)に、制度改正後最初の児童手当支給を実施済みです。(支払通知の送付はありません)支払希望口座に支給が確認できない場合等は、児童福祉課へご連絡ください。

その他、ご不明な点がありましたらホームページ等をご参照いただいたうえで、児童福祉課までお問い合わせください。



市ホームページはこちら

問 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114/FAX32・3738

✉ jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

2025年農林業センサスにご協力をお願いします

令和7年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2025年農林業センサス」が実施されます。この調査は、統計法に基づいた基幹統計調査で、日本の農林業について農林産物の生産状況や、就業者の人数や年齢構成などの実態を明らかにし、今後の農林業の政策に役立てるために、5年ごとに実施される大切な調査です。

1月中旬頃から、徳島県知事が任命した調査員が、農林業を営んでいる方を対象に調査にうかがいます。調査へのご協力をよろしくをお願いします。

問 市DX推進課 統計情報室(市役所3階) ☎32・3803/FAX33・3253

✉ tokei@city.komatsushima.i-tokushima.jp



農林水産省ホームページはこちら

料理初心者でも大丈夫

若者向け料理教室の参加者募集

小松島市食生活改善推進協議会(ヘルスマイト)が開催する料理教室に参加しませんか?簡単でおいしく野菜がとれるメニューをご紹介します!

ご希望の方は保健センターへお申し込みください。

日時 2月8日(土) 午前10時から午後1時まで

場所 保健センター(小松島町字新港9-10)

- 対象者 15~29歳の市民および市内の学校に在学の方
- 定員 15名程度
- 持ち物 エプロン・三角巾・マスク

申込期限 1月24日(金)

申込・問 市保健センター ☎32・3551/FAX32・4145

✉ hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

★献立★

ヘルシーメンチカツ、トマトとブロッコリーのポン酢和え、ミルクコーンスープ、クリーム白玉あずき(変更になる場合もあります)

参加費無料
ぜひお申し込みください♪

